

評議員の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会の定款第10条に基づき、評議員の費用弁償等に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会、各委員会に出席したときは、費用弁償として次に掲げる額を支給する。

日額 2,000円

2 前項の費用弁償は、重複支給しない。

(退任報奨)

第3条 評議員の退任報奨については、次のとおり支給する。

2期以上 記念品料10,000円及び感謝状

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 理事、監事、評議員及び委員等の費用弁償、報酬等に関する規程(平成18年3月24日施行)は廃止する。